

逆転勝訴判決のご報告

今から16年前に提訴しました住民訴訟（つかみ金340万円事件）について、本年5月25日大阪高裁で逆転勝訴判決を得ましたので、ご報告します。

つかみ金事件（1988年に同和対策室が年間340万円を一括して受領し、飲食接待などに使用。1989年12月の市議会決算委員会で発覚。新聞各紙報道）

1990年3月7日 住民監査請求

1990年4月27日 住民訴訟提起（京都地裁）

1997年1月17日 京都地裁判決（請求却下）－敗訴

1997年11月2日 大阪高裁判決（一部原判決取消・差戻し、一部控訴棄却）－一部勝訴

2002年9月12日 最高裁判決（大阪高裁へ差戻し）－勝訴

2003年4月12日 大阪高裁判決（京都地裁へ差戻し）－勝訴

2003年10月10日 最高裁決定（上告不受理）－勝訴

⇒京都地裁へ差戻し

2004年12月24日 京都地裁差戻審判決（請求棄却）－敗訴

2006年5月25日 大阪高裁判決（森脇に340万円の支払いを命じる）－逆転勝訴

このように裁判が長期化したのは、京都地裁で7年間もかかり、しかも、京都地裁が却下判決（門前払い）を言い渡したことが最大の原因です。それは、地方自治法で住民監査請求をするためには、公金支出から1年内に行わなければならないとされており、1年を過ぎた場合には、遅れたことに「正当な理由」が必要とされています。京都地裁は、私たちが起こした住民監査請求が公金支出から1年を経過しており、遅れたことに「正当な理由」がないとしたのです。

そして、最高裁では5年間待たされましたが、一昨年9月に我々の主張を認める判決を言い渡しました。それは、「正当な理由」についての新判例です。最高裁判決は、地方自治法242条2項但書きにいう「正当な理由」が認められる場合というのは、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当

該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と判示しました。そして、最高裁判決は、「第1審原告らは、平成2年2月17日に監査請求書及び事実報告書を提出しようとしたが、受理されなかったために、同年3月7日に配達証明付き書留郵便でこれらの書類を送付して本件監査請求をしたというのである。仮にそのような事実があるとなれば、平成元年12月13日（新聞報道）を基準とする限り、相当な期間内に監査請求がなされたものということができる」として、原判決を破棄し、事件を大阪高裁に差戻したのです。この最高裁の新判例は、住民監査請求期間1年を過ぎてからでも広く住民監査請求を認めるもので、住民にとって重要な意義を有しています。

そして、2003年4月12日、大阪高裁は、「第1審原告らは、平成2年2月17日に監査請求書及び事実報告書を提出しようとしたが、受理されなかったために、同年3月7日に配達証明付き書留郵便でこれらの書類を送付して本件監査請求をしたというのである。」という事実を認定し、「正当な理由」があるとして、事件を京都地裁に差し戻す判決を言い渡したのです。これに対し、被告側は再上告しましたが、最高裁は上告理由がないということで、これを受理しなかったため、事件が京都地裁に戻ってきたのです。

しかし、2004年12月24日に言い渡された京都地裁の差戻審判決は、本件各公金支出は違法であるが、京都市に損害が発生していないという理由で原告らの請求を棄却しました。

本年5月25日に言い渡された大阪高裁判決は、京都市に340万円全額の損害が発生したことを認定し、当時の同和対策室長であった森脇史郎の不法行為責任を認め、森脇に対し340万円の支払いを命じたのです。提訴から16年目にしてやっと本案での勝訴判決です。

同和行政の乱脈ぶりを指摘し、その是正を求めてきた私たちに主張が認められた画期的な判決です。

2006年5月26日、

弁護士 村 井 豊 明

公金不正支出（つかみ金）事件

原告・弁護団 各位

報道関係者 各位